

芦屋市屋外広告物条例（骨子）に関する意見の募集について

本市は平成26年4月1日に景観法に基づく「景観行政団体」になり、様々な景観に係る事務や施策を行うことができるようになりました。そのうちの一つに「屋外広告物条例の制定」があります。

本市は、平成21年7月から市域全域を景観地区に指定していますが、当時から市独自の屋外広告物の規制誘導による景観形成の必要性についても、強く求められてきたところです。

現在、本市では「兵庫県屋外広告物条例」に基づき、市内の屋外広告物の規制を行っておりますが、県下一律の基準ではなく、芦屋のまちにふさわしい基準の策定が必要であると考えています。

そこで、このたび市独自の規制となる「芦屋市屋外広告物条例」の骨子がまとまりましたので、その内容について市民の方々より広く意見を募集致します。ご忌憚のないご意見をお寄せくださいますようお願い致します。なお提出されたご意見は、市の見解とともに市ホームページ等で公表（氏名等個人情報は非公開）する予定です。個別の回答はしませんので、ご了承ください。

1 内容の閲覧

市ホームページ、市役所北館3階都市計画課、北館1階行政情報コーナー、ラポルテ市民サービスコーナーでご覧いただけます。ただし、市ホームページ以外での閲覧については、執務時間中に限ります。

2 募集期間及び提出方法

平成27年7月13日（月）から平成27年8月17日（月）までの平日・執務時間内に都市計画課窓口（8月12日（火）～8月14日（金）の閉庁期間は除く。）、又は同期間内に郵送・ファックス若しくはご意見専用フォームのいずれかで応募してください。様式等は自由ですが、口頭では受け付けておりませんのでご了承ください。

3 連絡先

ご質問等につきましては、お手数ですが下記までご連絡ください。

芦屋市都市建設部都市計画課まちづくり係

住 所：〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

電話番号：0797-38-2109

FAX番号：0797-38-2164

芦屋市屋外広告物条例（骨子）

規制の方針

本市は、交通の利便性と豊かな自然環境を背景とした住宅都市として発展し、阪神間モダニズムの影響を受けながら、上品で穏やかな景観を形成してきました。屋外広告物についても、良好な景観形成に及ぼす影響と果たすべき役割を意識しながら、そのような住宅都市にふさわしい落ち着いた品のあるデザインを誘導していく必要があります。一方、駅前の商業地域など、上質でありながら本市の顔としての賑わいを演出していくべき地域も存在します。

このため本市では、用途地域やまちなみ景観を指標として、地域ごとに細かいゾーニングを行い、その特性に応じた規制を行いたいと考えています。住居系の地域においては、広告物の用途を自家用広告物（自己の名称や店名、事業名等）など必要最低限なものに限定し、商業広告や貸広告の掲出を原則禁止とします。また、芦屋川沿岸や南芦屋浜など、良好な景観の維持と形成が必要とされる地域では、規制をより厳しくし、芦屋を代表する広告景観を育成します。

また、屋外広告物は単なる宣伝媒体ではなく、周辺に大きな影響を及ぼす景観要素であることを強く認識し、色彩や文字の大きさ、面積の制限などを強化します。さらに、規模が大きすぎる広告や、建築物のデザインを乱す可能性のある広告は原則として禁止し、周辺景観と調和したものとなるように誘導します。

これらの規制による広告景観の形成は、行政のみならず、市民や事業者の皆さんのご協力も得ながら、官民一体で進めるべきであると考えています。それぞれの立場における責務を明確にし、広告主だけでなく、広告物を掲出する建築物や工作物の所有者の方にもご協力をお願いしたいと考えております。

現在、これらの規制内容を円滑に執行するため、申請時の負担軽減等についても検討を行っております。

次のページから、具体的な規制内容について記載しております。ご忌憚のないご意見をお寄せくださいますよう、お願い申し上げます。

今後のスケジュール（予定）

平成27年7月13日～平成27年8月17日：パブリックコメントの実施

平成27年10月：広報・ホームページにてパブリックコメントの結果公表

平成27年12月：芦屋市屋外広告物条例を市議会へ提案

平成28年4月：芦屋市屋外広告物条例の施行

1 用語の定義

広告主、広告物等管理者に加え、広告物等が表示される土地や建築物を管理する者として「施設管理者」を新たに定義します。

2 責務

それぞれの立場において果たすべき責務を明記します。

- (1) 市の責務……………啓発や必要な施策を実施し、良好な景観の形成において先導的な役割を果たす。
- (2) 広告主等の責務…条例を遵守し、良好な景観形成に寄与するよう努め、市が実施する施策に協力する。
- (3) 市民の責務……………市が実施する施策に協力する。

3 適用除外

下記に掲げる広告物は、条例の適用を一部除外します。

- (1) 規制内容の適用が除外され許可が不要なもの
 - ① 法令の規定によるもの（道路標識、建築基準法による確認済の看板等）
 - ② 公共広告物
 - ③ 公職選挙法による選挙ポスター等
 - ④ 非常災害のため必要な応急措置によるもの
 - ⑤ 公益上必要な施設における寄贈者名等のうち小規模なもの
- (2) 規制内容は適用されるが許可が不要なもの
 - ① 自家用広告物及び管理用広告物のうち小規模なもの
 - ② 冠婚葬祭等による一時的なもの
 - ③ 講演会や音楽会等によるもので一時的かつ小規模なもの
 - ④ 自動車に表示する事業者名や店名等
 - ⑤ 人、動物等に表示するもの
 - ⑥ 地方公共団体が設置する公共掲示板に表示するもの
 - ⑦ 政治活動、宗教活動、労働運動等、営利を目的としない活動のために表示する広告物のうち小規模なもの

4 義務

主に広告物を掲出する立場において、それぞれ果たすべき義務を明記します。

- (1) 管理義務…広告主又は広告物等管理者にかかる、管理状況に関する市への報告や、一定規模以上の広告物について有資格者による管理など、広告物を安全に維持管理する義務
- (2) 調整義務…広告主、広告物等管理者、施設管理者がそれぞれの立場において、全て

の広告物が適正に掲出されるよう、相互に調整する義務

- (3) 除却義務…広告主又は広告物等管理者にかかる、許可期間を過ぎたものや不要な広告物について、広告を掲出するための骨組み等も含め、速やかに除却する義務

5 広告物等規制地域

これまで、第1種禁止地域、第2種禁止地域、第3種禁止地域、許可地域の4種類に区分されていましたが、「芦屋市景観計画」に基づき、規制エリアを細分化し、地域の特性に応じた規制とします。また、阪神高速道路の路面高さから15メートルの範囲において設定されていた第3種禁止地域は廃止します。

- (1) 芦屋川特別地域：芦屋川沿岸一帯
- (2) 南芦屋浜特別地域：南芦屋浜全体
- (3) 沿道沿岸特別地域：宮川沿岸及び宮川線沿道一帯（国道2号以南は除く。）、山手幹線沿道一帯、鳴尾御影線沿道一帯
- (4) 広告物誘導特別地域：国道2号沿道一帯、国道43号沿道一帯、JR芦屋駅前周辺
- (5) 第1種地域：市街化調整区域（現行の第1種禁止地域）
- (6) 第2種地域：上記を除く1・2低層及び1・2中高層住居専用地域（現行の第2種禁止地域）
- (7) 第3種地域：上記を除く1・2住居及び近商・商業地域等（現行の許可地域）

さらに、(1)～(4)の特別地域は、本市の景観形成において特に重要な地域であるため、許可を要する広告物の規模を引き下げます。

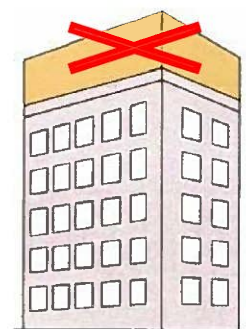
6 規制内容

- (1) 屋上広告等の禁止

屋上広告などに代表される、建築物の高さを超えて設ける広告物は、市域全域において設置を禁止します。

屋上に設置する広告物は、遠方からの見え方を考慮して、大きな文字や派手なデザインになる場合が多く、建築物の高さに含まれないため、スカイラインを乱す原因になります。

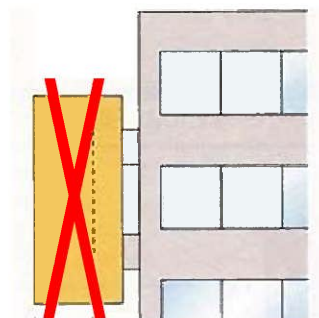
住宅都市として、比較的規模の小さい建築物が多い本市においては、全面的な禁止が望ましいと考えます。



- (2) 壁面突出広告の原則禁止

建築物の側面に設置される壁面突出広告は、地面からの高さが低く、かつ片面1㎡程度の小規模なものを除いて、市域全域において設置を禁止します。

壁面突出広告は、道路沿いに設置されることが多く、通りとしての景観を害する一因となります。また、建築物が竣工した後に、建築物の躯体に支持を取る形で後付けされることが多いため、建築物のデザインを阻害することも少なくありません。さらに、高い箇所に設置されるものは維持管理が難しく、経年劣化による落下事故を引き起こす可能性があります。

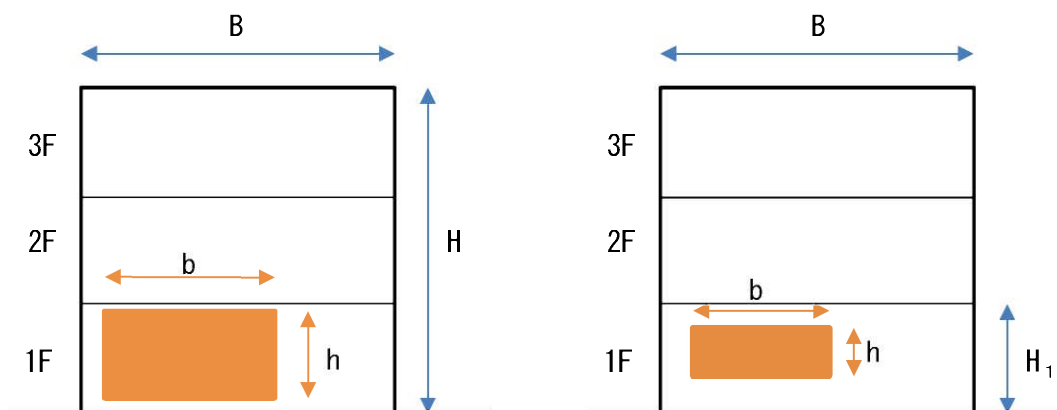


本市では、壁面突出広告を大幅に制限し、景観の向上と安全の確保を目指します。

(3) 壁面広告の規制強化

壁面広告の個当たり面積の上限を設け、設置できる高さを低くします。さらに、壁面積に対する割合の規制を適用するに当たって、単に建築物の壁面積を母数とするのではなく、広告主が占有している建築物の壁面積のみを対象とすることにより、店の規模に応じた広告とします。

例. 1階が店舗、2・3階がマンションである建築物に店舗の広告物を掲出する場合



<現行>

1階店舗の広告物

$$b \times h \leq B \times H / 5$$

設置高さ 47m以下

店舗の規模に比べて広告が過大

<新条例案>

1階店舗の広告物

$$b \times h \leq B \times H_1 / 5 \quad \text{かつ} \quad 5 \text{ m}^2 \text{以下}$$

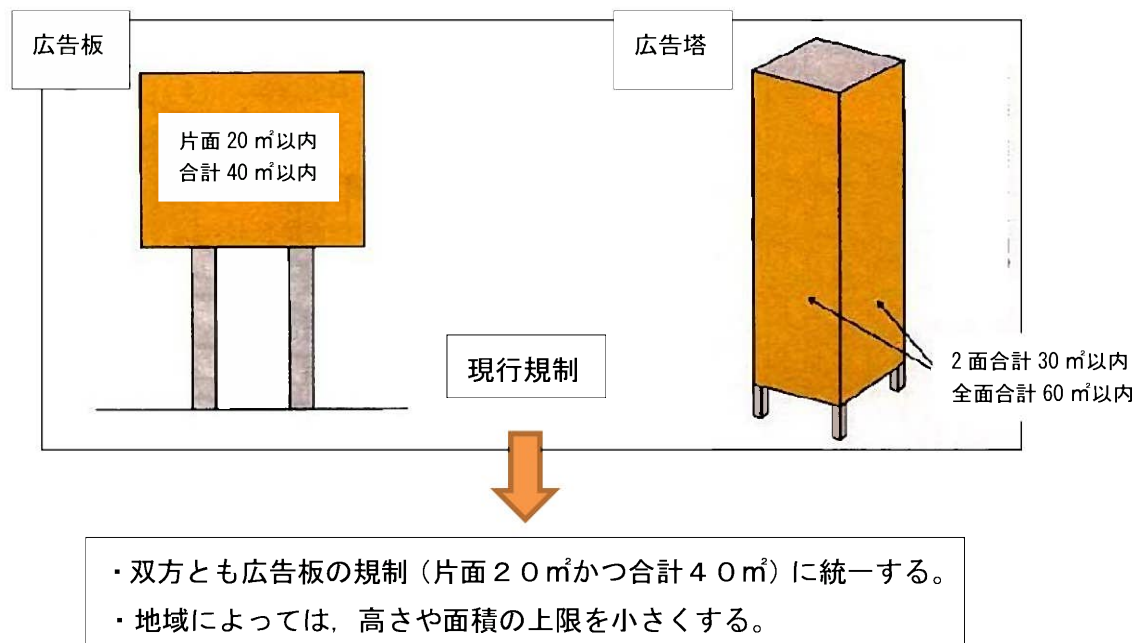
設置高さ 10m以下

店舗の規模に比べて適正な広告

※地域によって表示面積や設置高さの上限は変わります。

(4) 建植広告の規制強化

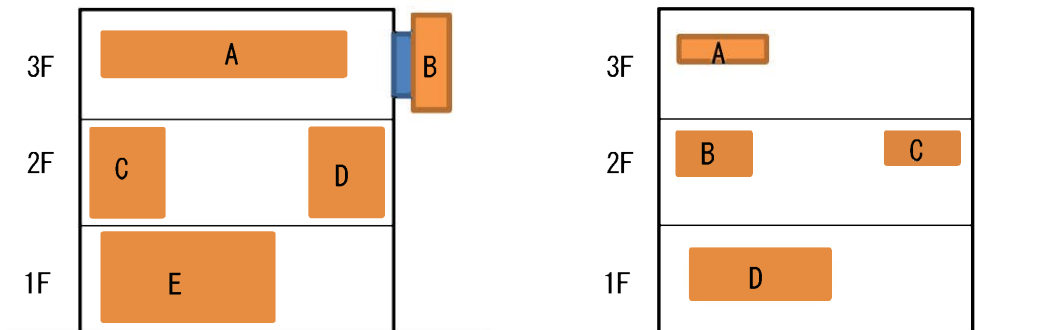
現在は、広告板と広告塔で規制内容が異なり、かなり大きなものが掲出できるようになっています。この異なる規制を統一し、芦屋のまちにふさわしい規模に制限することとします。



(5) 総量規制の強化

一部の地域において適用される表示面積の総量規制について、現在は1事業所当たりの規制となっていますが、これを一団の土地や1建築物当たりの規制とします。テナントビル等、複数の店舗が存在する建築物においては、1建築物当たりの広告物の総量が大きくなり、周辺景観に影響を及ぼします。なお、看板の個数の上限については、これまで通り1事業所当たりとします。

例. 総量規制 20 m²の地域で1階～3階にそれぞれ別の店舗が入っているビル



<現行>

$$A+B \leq 20, C+D \leq 20, E \leq 20$$

A~E 全体の合計面積は問わない

店舗ごとに総量規制が適用されるので、テナントビル等では広告の量が増える。

<新条例案>

$$A+B+C+D \leq 20$$

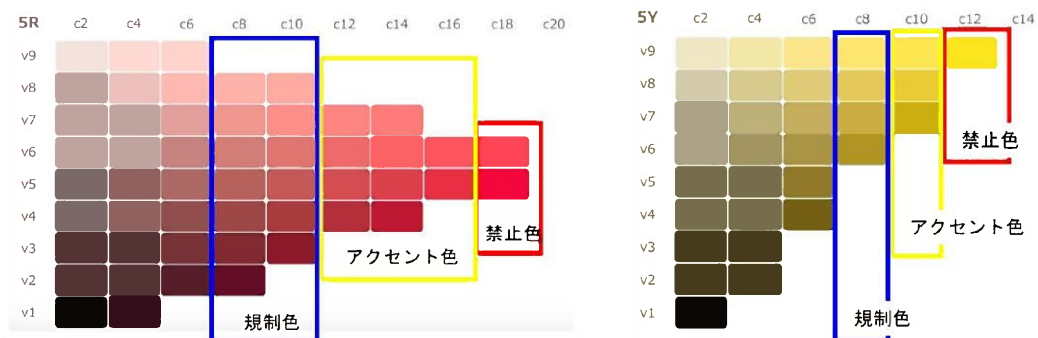
建築物ごとに総量規制が適用される。

(6) 色彩にかかる規制強化

現在、本市では、建築物の色彩について厳しく規制しており、派手な色の使用を禁止しています。しかし、広告物の色彩にかかる現行規制は、ある程度派手な色遣いも許容されているため、これを大幅に見直します。

具体的には、全面的に使用を禁止する「禁止色」、ポイント的な使用に留める「アクセント色」、使用する面積を制限する「規制色」の3種類を地域ごとに設定し、すべての広告物に適用することで、芦屋の景観にふさわしい上品で落ち着いた広告物の誘導を図ります。

一例として、芦屋川沿岸における規制案は以下のとおりとなります。



禁止色：使用禁止 アクセント色：表示面の 1/30 以下 規制色：表示面の 1/3 以下

(7) 文字の大きさの制限

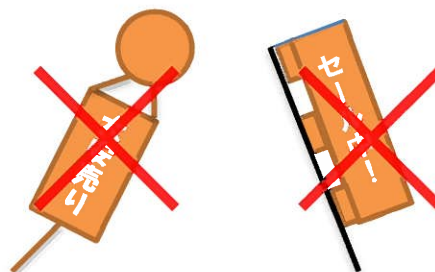
文字が大きくなり過ぎると、全体のデザインを損なうだけでなく、見る者に圧迫感を与えることがあります。1文字当たりの大きさを1㎡以下に抑えることによって、適正なデザインの広告物を誘導します。



(8) その他の広告物の禁止

アドバルーンによる広告は本市の景観にそぐわないため、禁止します。また、通りの景観を乱す一因となるのぼり旗についても、一部の地域を除いて禁止とします。

さらに、LEDを使用するものやネオンサイン等についても、原則禁止とします。



7 基準緩和

床面積が10,000㎡を超える大規模店舗等に掲出する広告物については、上記の内容による規制をそのまま適用すると不合理な結果になる可能性があるため、合理性が認められるものについては、一定の範囲内において基準を緩和します。

また、それ以外の広告物についても、デザイン性の高いものや周囲の景観の向上に寄与すると認められるものについては、芦屋市景観アドバイザーの意見を聴いたうえで、基準を緩和します。

8 許可の更新にかかる負担軽減

一般的に、屋外広告物の許可においては、適正な維持管理を図るため、定められた期間ごとに更新を行うこととしています。現行の兵庫県条例における許可期間は最長2年となっていますが、有資格者によって適正に管理されている広告物については、許可期間を3年に延長できるようにします。

さらに、許可時には別途手数料が必要となりますが、これを新規又は変更に係る広告物のみ限定し、更新だけで特に変更がない広告物については、更新時に手数料を徴収しない措置について検討します。

9 罰則

(1) 50万円以下の罰金

違反広告物に対する除却等の命令に違反した者

(2) 30万円以下の罰金

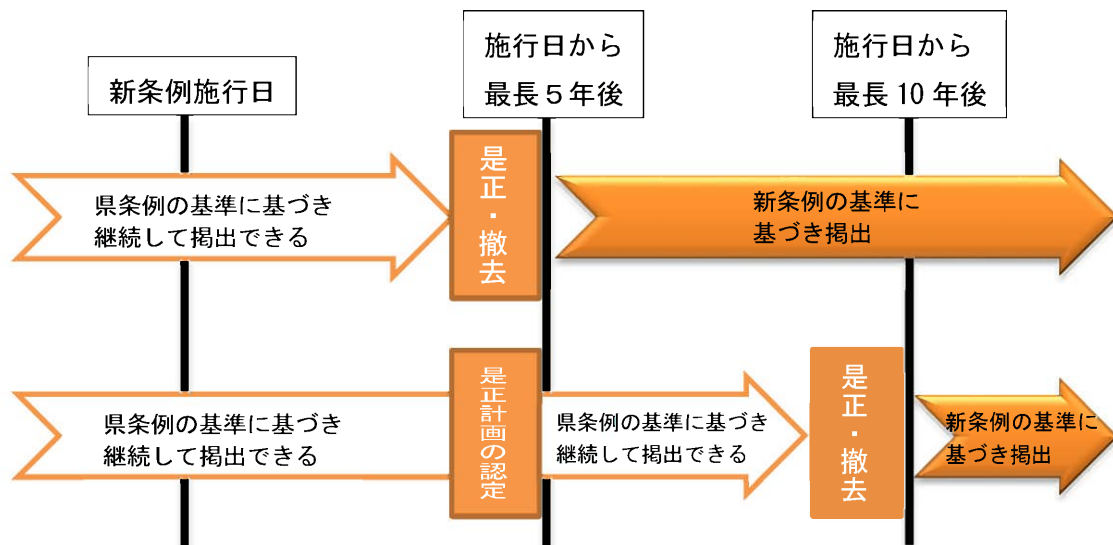
必要な許可や変更の許可を取得せず広告物を表示又は設置した者、基準に適合しない広告物を表示又は設置した者等

(3) 20万円以下の罰金

必要な報告をしない者、虚偽の報告をした者、立入検査を拒んだ者等

10 既存の広告物にかかる経過措置

新条例の施行時に適法に掲出されていた既存の屋外広告物のうち、新条例の規定に適合しなくなった広告物については、新条例施行後3年間（堅固なものについては5年間）に限り、現行の兵庫県条例による基準を適用し、引き続き掲出することができるようにします。また、その期間内に適正な是正計画書が提出されたものについては、さらに2年間（堅固なものについては5年間）延長できることとします。



芦屋市屋外広告物条例(骨子)関係資料
地域規制一覧

地域名称	申請不要の基準				総量規制(管理用は除く)		色彩				光源広告			屋上利用	壁面利用		
	自家用広告物		管理用広告物		面積	個数	禁止色	アクセント色	規制色	規制内容	ネオンサイン	点滅等	LED		表示面積	高さ	
第1種地域	5㎡以下	2枚以下	5㎡以下	2枚以下	10㎡以下	3枚以下	各色相において最も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R:彩度10超 その他:彩度8超	Y・YR・R:彩度6超 その他:彩度4超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下
第2種地域	5㎡以下	3枚以下	5㎡以下	3枚以下	20㎡以下	4枚以下	各色相において最も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R:彩度12超 その他:彩度8超	Y・YR・R:彩度8超 その他:彩度6超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下
第3種地域	10㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下			各色相において最も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R:彩度12超	彩度10超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の1/3以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下 (商業系は1/4以下)	20㎡/個以下	建築物の 高さ以下
芦屋川 特別地域 (住居系)	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下	各色相において最も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R:彩度10超 その他:彩度8超	Y・YR・R:彩度6超 その他:彩度4超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下
芦屋川 特別地域 (商業系)	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下			各色相において最も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R:彩度10超 その他:彩度8超	Y・YR・R:彩度6超 その他:彩度4超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下
南芦屋浜 特別地域 (住居系)	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下	各色相において最も彩度の高い色	Y・YR・R:彩度10超 その他:彩度8超	Y・YR・R:彩度6超 その他:彩度4超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/10以下	2㎡/個以下	10m以下
南芦屋浜 特別地域 (商業系)	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下	20㎡以下	4枚以下	各色相において最も彩度の高い色	Y・YR・R:彩度10超 その他:彩度8超	Y・YR・R:彩度6超 その他:彩度4超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/10以下	5㎡/個以下	10m以下
沿道沿岸 特別地域	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下	20㎡以下	4枚以下	各色相において最も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R:彩度12超 その他:彩度8超	Y・YR・R:彩度8超 その他:彩度6超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下
広告物誘導 特別地域	5㎡以下	3枚以下	5㎡以下	3枚以下			各色相において最も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R:彩度12超	彩度10超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の1/3以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等,必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下 (商業系は1/4以下)	20㎡/個以下	建築物の 高さ以下

芦屋市屋外広告物条例(骨子)関係資料
地域規制一覧

地域名称	壁面突出				敷地内建植			敷地外建植				垣・塀		置看板		アドバルーン	広告旗		1文字あたりの文字の大きさ		
	表示面積	出幅	上端高さ	下端高さ	表示面積	高さ	数量	表示面積	高さ	相互間距離	面積	数量	面積	数量	面積		相互間距離				
第1種地域	禁止				1方向 5㎡以下	5m以下	2基以下	原則禁止				設置面の 1/5以下	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		1㎡以下	
第2種地域	1方向 1㎡以下	建築物から1m以下 かつ道路上突出不可	4.5m以下		1方向 5㎡以下	10㎡/基以下	7m以下	2基以下	原則禁止				設置面の 1/5以下	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		1㎡以下
第3種地域	1方向 1㎡以下	建築物から1.5m以下かつ道路上突出不可(歩道上は1mまで可)	4.5m以下	歩道上 2.5m以上	1方向 20㎡以下	40㎡/基以下	15m以下	2基以下	1方向 10㎡以下	20㎡/基以下	5m以下	5m以上 (敷地内に限る)	設置面の 1/5以下 (商業系は1/4以下)	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	2㎡/個以下	5m以上	設置高さ15m以下の 場合1㎡以下 設置高さ15m超の 場合2㎡以下
芦屋川 特別地域 (住居系)	禁止				1方向 2㎡以下	4㎡/基以下	5m以下	2基以下	原則禁止				設置面の 1/5以下	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		1㎡以下
芦屋川 特別地域 (商業系)	1方向 1㎡以下	建築物から1m以下 かつ道路上突出不可	4.5m以下		1方向 5㎡以下	10㎡/基以下	7m以下	2基以下	原則禁止				設置面の 1/5以下	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		設置高さ15m以下の 場合1㎡以下 設置高さ15m超の 場合2㎡以下
南芦屋浜 特別地域 (住居系)	禁止				1方向 2㎡以下	4㎡/基以下	5m以下	1基以下	原則禁止				設置面の 1/10以下	1㎡以下	1個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		1㎡以下
南芦屋浜 特別地域 (商業系)	1方向 1㎡以下	建築物から1m以下 かつ道路上突出不可	4.5m以下		1方向 5㎡以下	10㎡/個以下	7m以下	2基以下	原則禁止				設置面の 1/10以下	1㎡以下	1個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		設置高さ15m以下の 場合1㎡以下 設置高さ15m超の 場合2㎡以下
沿道沿岸 特別地域	1方向 1㎡以下	建築物から1m以下 かつ道路上突出不可	4.5m以下		1方向 5㎡以下	10㎡/基以下	7m以下	2基以下	原則禁止				設置面の 1/5以下	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止		1㎡以下
広告物誘導 特別地域	1方向 1㎡以下	建築物から1.5m以下かつ道路上突出不可(歩道上は1mまで可)	4.5m以下	歩道上 2.5m以上	1方向 20㎡以下	40㎡/基以下	15m以下	2基以下	1方向 10㎡以下	20㎡/基以下	5m以下	5m以上 (敷地内に限る)	設置面の 1/5以下 (商業系は1/4以下)	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	2㎡/個以下 かつ8㎡以下	5m以上	設置高さ15m以下の 場合1㎡以下 設置高さ15m超の 場合2㎡以下

芦屋市屋外広告物条例(骨子)関係資料
地域規制一覧(現行規制との比較)

条例主体	地域名称	申請不要の基準				総量規制(管理用は除く)				色彩				光源広告			屋上利用	壁面利用		
		自家用広告物		管理用広告物		面積	個数	禁止色	アクセント色	規制色	規制内容	ネオンサイン	点滅等	LED	表示面積	高さ				
第1種禁止地域																				
兵庫県	第1種禁止地域	5㎡以下		5㎡以下	2枚以下	10㎡以下	3枚以下					彩度10以上	2色以下かつ面積の1/2以下	禁止	禁止	禁止	禁止	壁面の1/5以下	なし	47m以下
芦屋市	第1種地域	5㎡以下	2枚以下	5㎡以下	2枚以下	10㎡以下	3枚以下	各色相において最も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R:彩度10超 その他:彩度8超	Y・YR・R:彩度6超 その他:彩度4超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等、必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下		
第2種禁止地域																				
兵庫県	第2種禁止地域	5㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下	20㎡以下	4枚以下					彩度10以上	2色以下かつ面積の1/2以下	禁止	禁止	原則禁止	原則禁止	壁面の1/5以下	なし	47m以下
芦屋市	芦屋川特別地域(住居系)	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下	各色相において最も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R:彩度10超 その他:彩度8超	Y・YR・R:彩度6超 その他:彩度4超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等、必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下		
	沿道沿岸特別地域	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下	20㎡以下	4枚以下	各色相において最も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R:彩度12超 その他:彩度8超	Y・YR・R:彩度8超 その他:彩度6超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等、必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下		
	第2種地域	5㎡以下	3枚以下	5㎡以下	3枚以下	20㎡以下	4枚以下	各色相において最も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R:彩度12超 その他:彩度8超	Y・YR・R:彩度8超 その他:彩度6超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等、必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下		
許可地域																				
兵庫県	許可地域	10㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下							彩度10以上 (敷地外建植のみ)	2色以下かつ面積の1/2以下	面積や信号機からの距離等の規定あり			47m以下 (商業系は52m以下)	壁面の1/5以下 (商業系は1/4以下)		47m以下 (商業系は52m以下)
芦屋市	芦屋川特別地域(商業系)	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下			各色相において最も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R:彩度10超 その他:彩度8超	Y・YR・R:彩度6超 その他:彩度4超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等、必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下	5㎡/個以下	10m以下		
	広告物誘導特別地域	5㎡以下	3枚以下	5㎡以下	3枚以下			各色相において最も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R:彩度12超	彩度10超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の1/3以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等、必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下 (商業系は1/4以下)	20㎡/個以下	建築物の 高さ以下		
	第3種地域	10㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下			各色相において最も彩度の高い色 無彩色:明度9超	Y・YR・R:彩度12超	彩度10超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の1/3以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等、必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/5以下 (商業系は1/4以下)	20㎡/個以下	建築物の 高さ以下		
広告景観モデル地区																				
兵庫県	住宅地区(第2種禁止地域)	5㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下	地色は低彩度色を使用する。 彩度は8以下とし、落ち着いた色彩とする。					禁止	禁止	禁止	禁止	1壁面1枚以下	2㎡/個以下		
芦屋市	南芦屋浜特別地域(住居系)	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下	各色相において最も彩度の高い色	Y・YR・R:彩度10超 その他:彩度8超	Y・YR・R:彩度6超 その他:彩度4超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等、必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/10以下	2㎡/個以下	10m以下		
広告景観モデル地区																				
兵庫県	商業・業務地区 マリーナ地区 (許可地域)	10㎡以下	3枚以下	10㎡以下	3枚以下	20㎡以下		地色は低彩度色を使用する。						回転燈 禁止		禁止	1壁面1枚以下		47m以下 (商業系は52m以下)	
芦屋市	南芦屋浜特別地域(商業系)	3㎡以下	3枚以下	3㎡以下	3枚以下	20㎡以下	4枚以下	各色相において最も彩度の高い色	Y・YR・R:彩度10超 その他:彩度8超	Y・YR・R:彩度6超 その他:彩度4超	アクセント色は面積の1/30以下 規制色は2色以下かつ面積の1/5以下	禁止	禁止	原則禁止(可変式含む)。 駐車場の満空表示等、必要最小限かつ規模の小さいものに限って使用可能。	禁止	占有壁面の1/10以下	5㎡/個以下	10m以下		

※赤色は現行の基準より厳しくなっている内容、緑色は現行の基準とほぼ同等とみなされる内容、青色は現行の基準より緩和されている内容をあらわす。

芦屋市屋外広告物条例(骨子)関係資料
地域規制一覧(現行規制との比較)

条例主体	地域名称	壁面突出				敷地内建植			敷地外建植			垣・塀		置看板		アドバルーン	広告旗		1文字あたりの文字の大きさ			
		表示面積	出幅	上端高さ	下端高さ	表示面積	高さ	数量	表示面積	高さ	相互間距離	面積	数量	面積	数量		面積	相互間距離				
第1種禁止地域																						
兵庫県	第1種禁止地域	禁止						5m以下	2基以下	原則禁止			設置面の1/4以下		2個以下	禁止		幅1.5m以下 高さ15m以下	2㎡以下	5m以上		
芦屋市	第1種地域	禁止				1方向 5㎡以下		5m以下	2基以下	原則禁止			設置面の1/5以下	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止	1㎡以下		
第2種禁止地域																						
兵庫県	第2種禁止地域		建築物から1.5m以下かつ道路境界から1m以下	47m以下	4.5m以上(歩道上2.5m以上)			7m以下	2基以下	原則禁止			設置面の1/4以下		2個以下	禁止		幅1.5m以下 高さ15m以下	2㎡以下	5m以上		
芦屋市	芦屋川特別地域(住居系)	禁止				1方向 2㎡以下	4㎡/基以下	5m以下	2基以下	原則禁止			設置面の1/5以下	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止	1㎡以下		
	沿道沿岸特別地域	1方向 1㎡以下	建築物から1m以下かつ道路上突出不可	4.5m以下		1方向 5㎡以下	10㎡/基以下	7m以下	2基以下	原則禁止			設置面の1/5以下	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止	1㎡以下		
	第2種地域	1方向 1㎡以下	建築物から1m以下かつ道路上突出不可	4.5m以下		1方向 5㎡以下	10㎡/基以下	7m以下	2基以下	原則禁止			設置面の1/5以下	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止	1㎡以下		
許可地域																						
兵庫県	許可地域		建築物から1.5m以下かつ道路境界から1m以下	47m以下(商業系は52m以下)	4.5m以上(歩道上2.5m以上)	1方向 20㎡以下	40㎡/基以下	15m以下	2基以下	1方向 10㎡以下	20㎡/基以下	5m以下	5m以上	設置面の1/4以下		2個以下			幅1.5m以下 高さ15m以下	2㎡以下	5m以上	
芦屋市	芦屋川特別地域(商業系)	1方向 1㎡以下	建築物から1m以下かつ道路上突出不可	4.5m以下		1方向 5㎡以下	10㎡/基以下	7m以下	2基以下	原則禁止			設置面の1/5以下	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止	設置高さ15m以下の場合1㎡以下 設置高さ15m超の場合2㎡以下		
	広告物誘導特別地域	1方向 1㎡以下	建築物から1.5m以下かつ道路上突出不可(歩道上は1mまで可)	4.5m以下	歩道上 2.5m以上	1方向 20㎡以下	40㎡/基以下	15m以下	2基以下	1方向 10㎡以下	20㎡/基以下	5m以下	5m以上(敷地内に限る)	設置面の1/5以下(商業系は1/4以下)	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	2㎡/個以下 かつ8㎡以下	5m以上	設置高さ15m以下の場合1㎡以下 設置高さ15m超の場合2㎡以下
	第3種地域	1方向 1㎡以下	建築物から1.5m以下かつ道路上突出不可(歩道上は1mまで可)	4.5m以下	歩道上 2.5m以上	1方向 20㎡以下	40㎡/基以下	15m以下	2基以下	1方向 10㎡以下	20㎡/基以下	5m以下	5m以上(敷地内に限る)	設置面の1/5以下(商業系は1/4以下)	5㎡/個以下	2個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	2㎡/個以下	5m以上	設置高さ15m以下の場合1㎡以下 設置高さ15m超の場合2㎡以下
広告景観モデル地区																						
兵庫県	住宅地区(第2種禁止地域)	禁止				1方向 4㎡以下	8㎡/基以下	5m以下	1基以下	原則禁止				1㎡以下	1個以下	禁止		禁止	住宅販売期間のみ			
芦屋市	南芦屋浜特別地域(住居系)	禁止				1方向 2㎡以下	4㎡/基以下	5m以下	1基以下	原則禁止			設置面の1/10以下	1㎡以下	1個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止	1㎡以下		
広告景観モデル地区																						
兵庫県	商業・業務地区 マリーナ地区 (許可地域)		建築物から1m以下かつ道路上突出不可	47m以下(商業系は52m以下)		1方向 5㎡以下	10㎡/基以下	7m以下	2基以下	原則禁止				1㎡以下	1個以下			1基以下	イベント時のみ	イベント時のみ		
芦屋市	南芦屋浜特別地域(商業系)	1方向 1㎡以下	建築物から1m以下かつ道路上突出不可	4.5m以下		1方向 5㎡以下	10㎡/個以下	7m以下	2基以下	原則禁止			設置面の1/10以下	1㎡以下	1個以下	1方向0.5㎡以下 かつ1㎡以下	1基以下	禁止	禁止	設置高さ15m以下の場合1㎡以下 設置高さ15m超の場合2㎡以下		

※赤色は現行の基準より厳しくなっている内容、緑色は現行の基準とほぼ同等とみなされる内容、青色は現行の基準より緩和されている内容をあらわす。

屋外広告物規制区域図

(案)



- 南芦屋浜特別地域
- 芦屋川特別地域
- 沿道沿岸特別地域
- 広告物誘導特別地域
- 第1種地域
- 第2種地域
- 第3種地域

0 0.5 1 1.5 km

大阪湾